

堺市環境影響評価条例施行規則の新旧対照表

現 行		改 正 案	
第70条 条例第49条第1項の規則で定める条件は、次に掲げる要件の <u>すべて</u> を満たすこととする。		第70条 条例第49条第1項の規則で定める条件は、次に掲げる要件の <u>全て</u> を満たすこととする。	
別表第2（第25条関係）		別表第2（第25条関係）	
(1) 条例別表第1号に掲げる事業	ア（略） イ 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項、 <u>第12条第1項</u> 若しくは第6項、 <u>第18条第1項</u> 若しくは第4項の許可の申請 ウ～エ（略）	(1) 条例別表第1号に掲げる事業	ア（略） イ 道路整備特別措置法 <u>(昭和31年法律第7号)</u> 第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項 <u>若しくは第12条第1項</u> 若しくは第6項の許可の申請 <u>又は第18条第1項の条例の制定若しくは同条第3項の規定による届出</u> ウ～エ（略）
(2)～(15)（略）		(2)～(15)（略）	
(16) 条例別表第16号に掲げる事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の認可の申請、同法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の4第1項の規定による申請、同法第85条の2第7項若しくは第87条の3第7項若しくは第12項の同意、同法第87条の3第1項の規定による公告 <u>又は同法第87条の2第6項</u> （同法第87条の3第15項において準用する場合を含む。）、 <u>第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項</u> の規定による協議	(16) 条例別表第16号に掲げる事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の認可の申請、同法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の4第1項の規定による申請、同法第85条の2第7項若しくは第87条の3第7項若しくは第12項の同意、同法第87条の3第1項の規定による公告、 <u>同法第87条の2第6項</u> （同法第87条の3第15項において準用する場合を含む。）の規定による協議 <u>又は第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告</u>
(17)～(19)（略）		(17)～(19)（略）	
(20) 条例別表第20号に掲げる事業	ア～エ（略） オ 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項 <u>の許可の申請、同法第10条第1項若しくは第4項若しくは第18条第1項若しくは第4項</u> の許可の申請又は <u>同項の規定による協議</u> カ～キ（略）	(20) 条例別表第20号に掲げる事業	ア～エ（略） オ 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項 <u>若しくは第10条第1項若しくは第4項の許可の申請又は第18条第1項の条例の制定若しくは同条第3項の規定による届出</u> カ～キ（略）
以下（略）		以下（略）	